

(夏休み雑感) 選択的夫婦別姓の行方

「みなさんが平均的な結婚年齢辺りで結婚するときには、夫婦別姓も自由に選択できるようになっているでしょうから、どちらがよいかよく考えた上で選んでくださいね。」

90年代には、女子学生だけを対象に教えていたので、講義の中で、政府の法制審議会の審議の進捗状況も見ながら、詳しく選択的夫婦別姓制度の導入をめぐる動きを解説し、最後には、上記のような言葉で、締めくくるのを常としていた。

若い女子学生にとっては関心の深い事項だったと見えて、講義でこの問題を話したときには、講義が終わると、個々に質問に来る学生が必ずいたものである。

選択的夫婦別姓制度の導入については、90年代早々に、法制審議会民法部会の小委員会が審議を始めている。政府の審議会が審議を開始したこと自体、政府はその実現に前向きであると捉えるのが、中央官庁にいた者には常識だから、私としては、時間はかかるかもしれないが、いずれ実現するものと確信していた。

確かに時間はかかり、実際に、法制審議会が最終的な答申をまとめて出すまでには、5年以上の歳月を要したが、1996年になって選択的夫婦別姓制度を導入すべしとの答申が出された。

ここまで来れば、いよいよ実現だと多くの方が思っただろうが、一部議員等の強硬な反対があって、政府は関連法案を一度も国会に提出しないまま、今日に至っている。その間、野党は、何度も関連の民法改正法案を国会に提出しているが、もちろん野党なので成立していない。

選択的夫婦別姓などと言うと、小難しく聞こえるが、要するに、結婚に際して、これまでどおり夫婦が同姓になりたい人は、そうすればよく、二人ともが、結婚前の姓を続けた人は、そうすればよいというだけのことである。

ここでは、雑感の文章なので、その是非を正面から論ずるつもりはないが、内容自体はあまりにも簡単なことなのである。ほんとうに専門的で難しい事項なら、専門家の集まった審議会で結論が出れば、素人の議員たちの多くは、よくわからないままに、党議拘束で通してしまうのだが、これは簡単すぎて、そうはいかなかったわけである。

いずれにせよ、法改正が行われぬままに十数年も経過してしまったために、冒頭に記した講義での私の言は当たらなかったことになる。実際に、昔の学生の結婚式に招かれた際、新婦からこの点を指摘され、苦笑する以外に返す言葉もなかった。

しかし、最近は結婚を先延ばししている女性も多いので、そう遠くない日に、昔の学生から「先生、私たちはよく考えて夫婦別姓を選びましたよ」と報告されることを期待している。もちろん、単なる旧姓使用ではなく、民法上認められた形で。

現下の政治情勢では、これも決して絵空事ではなくなったように思われる。